

答 申 第 7 2 号
平成14年11月29日

神 戸 市 長
矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会
会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成11年9月24日付神港技計第138号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

漁協との打合せ記録（平成11年7月6日付、神港技計第73号による通知以後分）についての
非公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

漁協との打合せ記録を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、改正前の神戸市公文書公開条例(以下「改正前条例」という。)に基づいて、「神戸空港建設事業関連の漁業補償についての資料すべて(前回請求以後)」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、「漁協との打合せ記録(平成11年7月6日付、神港技計第73号による通知以後分)」「(以下「本件交渉記録」という。)を特定した上で、非公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

(1) 異議申立書における主張

本件決定は以下の理由から不当である。

神戸空港建設事業は当面の神戸市民の最大の関心事であり、事業者としての神戸市に最大限の説明責任が課せられているにもかかわらず、実施機関による「非公開決定通知書」の非公開理由は、単に改正前条例第7条第2号、7号を羅列したのみに過ぎず、なんら個別具体的に非公開理由を説明していない。

(2) 意見書における主張

ア 本件請求は、先に、同趣旨の公開請求を行い、以下の4文書が特定されたが、

(ア) 漁協との打合せ記録

(イ) 補償金算定調書(案)

(ウ) 算定資料(案)

(エ) 補償範囲検討図

全面非公開決定を受けた(平成11年7月6日)ことに続くものである。

イ 本件請求は、目下問題になっている神戸空港問題にまつわる漁業補償の明細を知ろうとしたものであるが、それは空港問題に係る様々な手続きの過程を、できる限り市民に透明にしておく必要があるとの基本的な考えから公開請求したものである。

確かに、一般に漁業補償が漁業関係者のプライバシーなど微妙な問題をはらんでいることは理解されるが、漁業補償が空港建設費(平成11年度着工費378億円)の中に含まれ、公金の支出による以上、聖域視してはならず、密室裡に手続きが進められることのないよう、可能な限りオープンにし、市民の監視のもとにおかれるべきものである。

(なお、漁業補償交渉は、平成11年8月30日に、補償金95億円、漁業振興対策費20億円で終了している)

ウ まず、特定された文書が、前回請求に続いて全面非公開とされたことは、漁業補償交渉の過程から市民を完全にシャットアウトすることになり、秘密裏の交渉との疑惑を招きかねない。実施機関の担当者は、補償交渉終了後の一部公開の可能性を示唆していたが、終了後では、空港計画を疑問視する市民からすれば一切チェックの機会を失うことになり、情報公開制度の機能が働かなくなってしまう。

エ 改正前条例第7条第2号について

実施機関からの非公開理由説明書によれば、当該文書を公開すれば、「漁協の正当な利益を害することになる」とされているが、当該文書のすべての部分が「漁協の正当な利益を害することになる」として、非公開とされるべきかどうか、個別具体的に検討がされていない。漁協そのものが一部利害者だけの閉鎖的な組織であってよいわけではなく、市民全体の共有財産である「公有水面」に対して責任を負う“公的性格”を帯びている以上、「漁協の正当な利益」についてももっと個別・限定的な解釈がなされるべきである。

オ 改正前条例第7条第7号について

実施機関からの非公開理由は「漁業補償交渉の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、又は生じるおそれがある」とされているが、これは単なる条例の引き写しであり、まったく個別具体的な支障が示されていない。漁業補償交渉を速やかに進めることのみが優先されているといわねばならない。そもそも「公正な執行」とは、市民に情報を秘匿したままで行われる事業執行ではあるまい。

カ 以上、実施機関による非公開処分は、改正前条例第7条第2号および第7号に該当せず、「市政への市民の理解と参加」を掲げた市条例の目的・趣旨にも違反する不当かつ違法な判断である。

4 実施機関の主張

(1) 本件公文書について

本件公文書は、交渉の日時等をはじめ、漁業補償の交渉相手である摂津漁業協会（以下「漁協」という。）との交渉内容を記録した文書である。

(2) 改正前条例第7条第2号に該当すると判断した理由

ア 本件公文書は、交渉の日時等をはじめ、漁業補償交渉における漁協からの要求内容が記載されている。これらは漁業補償交渉についての漁協の基本的な考え方に関する情報であり、この種情報は、漁業補償に限らず、一般の補償交渉においても公開すべきではない情報である。したがって、これらを公開すれば、法人たる漁協の正当な利益を害することになる。

イ 本件公文書には、漁協の操業実態や漁獲金額、収益率、操業海域、埋立工事により操業に影響を及ぼす範囲の情報が記載されている。これらは、漁協の収入及び財産に関する情報であり、これらを公開すれば、漁協の正当な利益を害することになる。

ウ 以上から、改正前条例第7条第2号に該当すると判断した。

(3) 改正前条例第7条第7号に該当すると判断した理由

ア 本件公文書には、交渉の日時等をはじめ、補償金の算定に関する情報、交渉の相手方である漁協からの要求内容に対する市の対応方針が記録されている。これらを公開すれば、当該又は将来の漁業補償交渉の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、又は生じるおそれがある。

イ 以上から、改正前条例第7条第7号に該当すると判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件交渉記録について

ア 申立人は、「神戸空港建設事業関連の漁業補償についての資料すべて(前回請求以後)」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。本件請求の趣旨は、申立人が本件請求に先行して行った公開請求(以下「前回の請求」という。)に対して特定された文書以外の文書の公開を求めるものである。前回の請求以後、存在する文書は漁業協同組合との交渉記録だけであり、実施機関は本件請求に対して本件交渉記録を特定し、これを非公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。

実施機関が本件決定を行うにあたり非公開とした理由は、改正前条例第7条第2号及び第7号に該当するというものである。

イ 本件交渉記録は、神戸市が神戸沖において神戸空港島を建設することに伴い、神戸市漁業協同組合、兵庫漁業協同組合、東明石浦漁業協同組合、明石浦漁業協同組合、淡路町漁業協同組合(以下、上記5つの漁業協同組合をまとめて「各漁業協同組合」という。)に対して漁業上の損失補償を行うにあたり、補償内容等について、各漁業協同組合から委任を受けた摂津漁業協会と行った交渉内容を記録したものである。

ウ 本件決定に対し、申立人は、改正前条例第7条第2号及び第7号に該当しないとして、その取消しを求めている。

エ したがって、本件の争点は、本件決定により非公開とされた本件交渉記録についての改正前条例第7条第2号及び第7号の該当性であり、以下、その該当性を検討する。

(2) 「漁協との打合せ記録」について(第2号、第7号の該当性)

ア 実施機関によれば、神戸空港島の埋立てに伴う漁業補償の交渉は、各漁業協同組合から委任を受けた摂津漁業協会との間で行われている。なお、当該摂津漁業協会は上記各漁業協同組合で構成されている。

摂津漁業協会との交渉は、計17回行われた(平成11年4月20日~平成11年8月27日)。本件請求のあった平成11年8月6日時点で存在した打合せ記録(以下「本件交渉記録」という。)は、前回の請求で特定された交渉記録を除いた、第12回~第16回の交渉記録である。

イ 本件交渉記録は、各回の交渉につき、概ねA4版で5頁程度にまとめられ、神戸空港島完成後の空港島周辺の漁獲高の減少の程度やそれに伴う補償金額についての主張をはじめ、漁業補償に関する当事者双方の様々な主張が忠実にかつ詳細に記録されている。また、実施機関によれば、そもそも本件交渉記録は公開されることを予定して記録されたものではなく、交渉の相手方である摂津漁業協会の確認も経ていないことが認められる。

このような性格を有する本件交渉記録を公開すれば、摂津漁業協会ひいては摂津漁業協会に委任した各漁業協同組合との信頼関係を損ない、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる。

ウ したがって、本件交渉記録を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(3) 結論

以上から、本件交渉記録を非公開とした決定は妥当であり、冒頭のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成11年9月24日	-	* 諮問書を受理
平成11年10月8日	第116回審査会	* 審議
平成11年10月12日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成11年10月18日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成11年12月20日	第118回審査会	* 審議
平成12年2月10日	第120回審査会	* 審議
平成12年9月11日	第126回審査会	* 審議
平成13年3月29日	第133回審査会	* 審議
平成13年5月15日	第135回審査会	* 審議
平成13年7月23日	第137回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成13年11月5日	第138回審査会	* 審議
平成13年12月17日	第139回審査会	* 審議
平成14年1月11日	第140回審査会	* 審議
平成14年1月23日	第141回審査会	* 審議
平成14年2月22日	第142回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成14年3月25日	第143回審査会	* 審議
平成14年4月16日	第144回審査会	* 審議
平成14年5月13日	第145回審査会	* 審議
平成14年6月5日	第146回審査会	* 審議
平成14年7月5日	第147回審査会	* 審議
平成14年7月29日	第148回審査会	* 審議
平成14年9月13日	第149回審査会	* 審議
平成14年9月25日	第150回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議